

# 令和7年度集团指導

## 共同生活援助

事業者指導担当

## 運営指導において指摘の多かった事項

### ●勤務体制及び人員配置について

- 非常勤職員の有給や欠勤を、常勤換算に含めている  
⇒非常勤職員が多い事業所については、人員配置が基準を満たしているか要確認！
- 夜間支援員と世話人・生活支援員の時間が混同している  
⇒夜間支援の時間帯（少なくとも22時から翌5時まで）は、世話人・生活支援員としてのカウントができないため、常勤換算に含めないでください。

# 運営指導において指摘が多かった事項

## ●運営規程

- 利用者から徴収する費用の額の記載が「実費」となっている  
⇒家賃、食費、光熱水費については額も記載してください。  
(日用品費も徴収する場合は、額を記載してください)

※利用者から敷金や共益費は徴収できません！

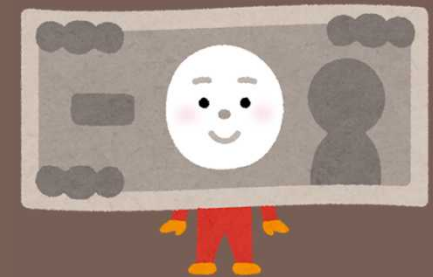
# 運営指導において指摘の多かった事項

## ●利用者から徴収する費用

- 利用者から徴収する費用について、定期的な精算ができていない

⇒利用者から徴収した費用については定期的に精算し、残金が生じた場合には、利用者へ返還すること。

(精算の頻度は、少なくとも1年に1回以上)



# 運営指導において指摘が多かった事項

## ●加算の記録

**重要!**

### ○加算の記録がない

⇒加算を算定する際は、事前に留意事項通知等をよく読み、算定要件を満たせるように記録等を保管してください。加算の記録や個別支援計画への位置づけがない場合には、要件を満たしていないと判断し、返還を行っていただく場合があります。

## 運営指導において指摘の多かった事項

### ●預かり金

#### ○通帳と印鑑の保管場所が同じになっている

⇒通帳と印鑑の保管場所は別々にしてください。

また、通帳と印鑑の保管責任者も別の人を選定し、牽制体制を敷いてください。

## 運営指導において指摘が多かった事項

### ●利用者等への説明

重要!

#### ○利用者負担（家賃等）が変更になった場合に利用者等に対して説明していない

⇒利用者が負担する費用が変更になった場合には、必ず利用者等に説明し、同意を得てください。そして、同意を得たことが分かる書類を整備してください。



ポイント

## 加算について

### 重度障害者支援加算

#### ○ 重度障害者支援加算の算定要件

- ・ 生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修の基礎研修を修了している事業所であること。
- ・ 実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害のある者（区分6又は区分4かつ行動関連項目10点以上）に対して、個別支援を行う。
- ・ 実践研修修了者が週に1回以上当該利用者の様子を観察したことが分かる記録を残していること。
- ・ 3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直したことが分かる記録を残していること。

ポイント

## 加算について

### 重度障害者支援加算の初期加算

★初期加算の算定開始日は、

3つの要素が重なっていることが要件！

重度障害者支援  
加算の対象者で  
ある

利用者が事  
業所の利用  
を開始して  
いる

事業所が重  
度障害者支  
援加算を算  
定している

※中核的人材養成研修の修了者の配置要件については、  
生活介護等資料を参照してください



## 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 なぜ地域連携推進会議が必要か？

### ○支援の質と確保

事業運営の透明性を高め、外部の目を入れることでサービスの質を向上させる。

### ○地域との連携

事業所の活動を地域に周知し、関わりを持つ。



# 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 地域連携推進会議の手引き

## 【参考】地域連携推進会議の手引き

ダウンロードURL

[<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001319880.pdf>]



## 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 会議の構成員

### ○多様な視点を取り入れるメンバー構成

- ・利用者またはその家族
- ・地域住民の代表（町内会長、民生委員など）
- ・市町村担当者、基幹相談支援センターの職員等
- ・福祉または経営に知見のある人

※このうち、利用者・利用者家族・地域の関係者は必ず選出！



## 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 会議・訪問の機会の設置

- 実施頻度：おおむね1年に1回以上（会議・訪問ともに）
- 実施単位：共同生活住居ごと（会議・訪問ともに）
- 会議時間：2時間程度

（開催頻度が少ないため、内容を充実させる必要あり）

★「会議」と「訪問」の両方を実施して初めて基準を満たします



## 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 個人情報保護の徹底

### ○秘密保持

構成員からの「参加承諾書（守秘義務）」の徴収は必須

### ○同意形成

全利用者・家族への会議内容に対する事前説明と意向確認を行う

### ○権利擁護

地域交流を望まない利用者への強制は不可



## 令和7年度より義務化 地域連携推進会議 議事録の作成・公表

### ○報告内容の例

利用者の日常生活、障害の理解促進、行事案内等

### ○議事録

要望や助言を記録し、構成員の確認を受ける

### ○公表

HP、事業所内掲示等で外部から閲覧可能にする

※公表時には個人が特定されないよう、最新の注意を払うこと

ご静聴ありがとうございました。

